平成２０年（ネ）第３２８２号　損害賠償請求控訴事件

陳　述　書

大阪高等裁判所　第２民事部　御中

２００９年５月　　日

控訴人　　朴　洪　奎　㊞

私が本件タウンミーティングから排除されたことについて、「目的自体は正当」とした原判決は、到底受け入れることはできません。

以下、その理由を述べます。

１　「元夫」「在日本大韓民国民団の支団長」という２つの虚偽情報について

(1) きわめて悪質な虚偽情報

本件タウンミーティングに際して、京都市から国へ提供された私に関する情報、すなわち、私が蒔田直子の「元夫」、そして、「在日本大韓民国民団（以下「民団」という。）の支団長」、という２つの情報は、いずれもきわめて悪質な虚偽情報でした。

イ　「元夫」という情報について

京都市の松浦は、国に、私は蒔田の「元夫」であるという全く虚偽の情報を伝えました。「元夫」という言い方は、現在「夫」でない、すなわち離婚状態にあるという意味で理解されますが、これは明らかに事実に反しており、なんらかの悪意があったのではないかと考えざるを得ません。

しばしば「離婚」しているとは、何らかの特別な事情があって、家族関係を維持するのに困難な課題がその夫婦の間で解決不能の状況であると受け止められ、消極的評価にさらされます。私は、そのような表面的な評価にくみするも

のではありませんが、事実に反する情報を流し、そのことによって何らかの悪意の評価を私に貼り付けようとしたことを承認することは到底出来ません。原判決が、この情報は真実でなかったと認定したのは当然ですが、この点について、国と京都市は、私に謝罪すべきです。個人としての私の人権が著しく侵されているからです。

ロ　「民団の支団長」という情報について

一審の口頭弁論でも陳述しましたが、私は、今まで、民団に加盟したことはありません。それには相当の理由があることを理解していただかなければなりません。このことは、在日朝鮮人にとって、きわめて深刻な問題なのです。

それは、不幸にも現在朝鮮半島は２つに分断されていて、民団はその一方の側を代表する組織として我々在日朝鮮人には認識されています。従って民団に属するとは、分断された祖国のうち、南側を支持するという自らの政治的な意思表示をすることになるのです。このことは、非常にデリケートなことで安直に態度を決定できることではありません。

ですから、私が「民団の支団長」であるという虚偽の情報は、私にとって深刻な影響を与えるものです。親族関係から始まり、友人関係、在日社会における人間関係にまで、私が南側を支持する者として明確化され、私がこれまで築いてきた諸関係を破壊すらするものとなるのです。到底承認できるものではありません。

なお、国は、控訴審において、「『在日本大韓民国民団の支団長』といった記載も、主催者としての対応を検討する前提として、その時点で伊佐敷氏が入手した情報を『経歴』として記載したものにすぎ」ないと主張していますが（被控訴人国答弁書１０頁）、これは、在日朝鮮人の置かれた深刻な状況を全く無視したもので認められません。

(2) この２つの虚偽情報に関する原判決の不当性

原判決は、この２つの情報について、「本件当時、原告朴は原告蒔田の夫であり、また、原告朴はかって在日本大韓民国民団の支団長を努めたことはなかった

のであるから、個人情報④は事実に反する情報であったと認められる。」と認定しました（原判決３５頁）。これらは、全くの虚偽の情報ですから、原判決の認定は当然のことです。

しかし、原判決は、それに続いて、「しかし、松浦が伊佐敷に対して原告朴に関する情報を開示したのは，上記認定説示のとおり，文化力ＴＭイン京都には，多数の子供や，河合長官などの関係閣僚の出席が予定されていたため，京都市教育相談総合センターの開館１周年記念イベントにおいて生じたような事態が生ずれば，子供たちが困惑し，ショックを受け，会場が混乱することとなるため，このような事態が発生することのないような対応をＴＭ室に求めるためであり，その目的自体は正当なものといえる」と（原判決３５頁）、京都市が国に、私に関する虚偽情報を伝えたことを、「目的自体は正当」として、私の「プライバシーが違法に侵害されたということはできない。」と断定したのです（原判決３６頁）。

京都市が、私は蒔田直子の「元夫」であるとか、「民団の支団長」であるというような情報を伝えたことが、何故、「会場が混乱するような事態が発生することのないような対応をＴＭ室に求めるため」として、「目的自体は正当」と認められるのでしょうか？

もし、これらの情報がたとえ事実であったとしても、そもそもＴＭの運営には全く関係のない情報です。まして、今回の場合は全くの虚偽情報だったのですから、「目的自体は正当」と認められるはずはありません。

なお、原判決にある、「このような事態が発生することのないような対応をＴＭ室に求めるため」という認定も、事実に反しています。京都市は、国に対して、「応募者が多くて抽選となった場合には、会場内で抗議活動等トラブルを起こす可能性のある蒔田さんと朴さんを落選とすることとしたい」（乙Ａ２２号証５頁）、すなわち本件ＴＭから排除することを要請したのであって、「このような事態が発生することのないような対応」をＴＭ室に求めたのではありません。

2　私をＴＭから排除したことが、何故、「目的自体は正当」とされたのか？

(1) 私は、「『心の教育』はいらない！市民会議」とは関係がなく、過去の市教委のイベントに参加したこともない

原判決は、国と京都市が、蒔田直子と私を本件ＴＭから排除したことについて、「上記認定事実によれば，松浦及び伊佐敷らが同原告らを落選させたのは，同原告らの思想・信条等の精神的活動を直接の理由とするのではなく，『「心の教育」はいらない！市民会議』というグループの関係者が，京都市教育相談総合センターの開館１周年記念イベントにおいて，会場内でプラカードを掲げるなどして，進行の妨害を行ったことがあったことを踏まえ，子供たちが参加する文化力ＴＭイン京都において，大声を発したりして，抗議活動が起これば，子供たちが萎縮して発言ができなくなるなどすることで，イベントが進められなくなるという事態を回避するためであるから，結果的に原告朴に関する情報が間違っていたとしても，その目的自体は正当なものといえ，憲法１４条が想定するような不合理な差別が行われたということもできない。」としました（原判決３２頁）。

しかし、私は、「『心の教育』はいらない！市民会議」というグループとは全く関係がありません。また、京都市教育委員会の過去のイベントに参加したことがないのはもちろん、京都市教育委員会に申し入れなどに行ったこともありません。蒔田直子が参加する様々な行事についても、話として聞くことはあっても、実際に参加したことはなく、遠くで見たこともありません。また、上記のイベントで、どのようなことがあったのかも、私は何も知りません。

それにもかかわらず、原判決は、国と京都市が、私を本件ＴＭから排除したことを、「イベントが進められなくなるという事態を回避するため」であって、「目的自体は正当」としたのです。これは、全く根拠のない決めつけで許せません。

さらに、原判決は、「結果的に原告朴に関する情報が間違っていたとしても，その目的自体は正当」とまで言い切りました。これには、怒りを通り越して呆れる他ありません。

(2) 何故、私が「抗議活動等トラブルを起こす可能性がある」と決めつけられなければならないのか？

先にも述べましたが、京都市は、国に対して、「応募者が多くて抽選となった場合には、会場内で抗議活動等トラブルを起こす可能性のある蒔田さんと朴さんを落選とすることとしたい」（乙Ａ２２号証５頁）と要請しました。原判決も、このような要請があったことについては、認定しています（原判決２５頁）。

京都市は、私が、「『心の教育』はいらない！市民会議」とは関係がなく、過去のイベントに参加したことがないにもかかわらず、私が参加すれば、「会場内で抗議活動等トラブルを起こす可能性」があると決めつけて、国に、私を本件ＴＭから排除するよう要請し、原判決も、それを、「目的自体は正当」と認めてしまったのです。

何故、私が「抗議活動等トラブルを起こす可能性がある」と決めつけられなければならないのでしょうか？

政府調査委員会の加納・二之宮弁護士らの報告書には、京都市の松浦は、両弁護士らによるヒヤリングで、「朴氏については、蒔田氏の元夫であり、民族差別を訴える本に名前が出ていた旨伊佐敷氏に伝えたと述べました。また、何故そのような情報を伝えたかに関しては、そういう人物が本件タウンミーティングにおいても反対活動をする可能性があると思ったからである、と述べました。」とあります（乙Ａ２１号証２頁）。

松浦は、「民族差別を訴える本に名前が出ていたような人物は、ＴＭにおいても反対活動をする」と決めつけていたのです。これはまさに、在日韓国人に対する民族的偏見といわざるを得ません。松浦が、「民団の支団長」という虚偽の情報を国に伝えたのも、本来ならＴＭの運営には何の必要もない情報ですから、やはり同じ民族的偏見からなされたものと思われます。

３　最後に言いたいこと

私たち在日朝鮮人は、日本においてこれまで厳しい民族差別にさらされてきました。今日大きく改善されてきたとはいえ、今も根深く残存していることについてはさらに多くの努力がなされなければならないことは周知のところです。

私が今回のＴＭに参加したいと考えたのも、そのような思いからでした。

私の２人の子どもは、ともに本名で学校生活を送りましたが、朝鮮の名前をからかわれ、いじめられました。また、私は本名で働く朝鮮人の教員として学校現場でいろいろな実践を多くの人々と試行錯誤してきた２５年以上の経験があります。

苦しむ子どもを持つ親として、また学校教育に日々取り組む教員として、今回のＴＭは、非常に貴重な教育行政への意見表明の場でした。また、政府関係者の説明も聞きたいと思っていました。ＴＭに参加することによって、教育改革の中身が少しでも現実に苦しむ子どもたちに手を差し伸べる方向へ進むように願い、またそれについて、皆さんと一緒に考えたいと思っていたのです。（私の本件ＴＭへの参加の動機については、一審の陳述書（甲２６号証）をお読みください。）

それが、私が参加すればＴＭが混乱すると一方的に決めつけられて、ＴＭへの参加を阻止されたのです。こんな違法行為が許されてよいはずはありません。

最後に繰り返して訴えます。私がＴＭに参加することが、「子どもたちが困惑し、ショックを受け、会場が混乱する」、「子供たちが萎縮して発言ができなくなるなどすることで、イベントが進められなくなる」ようなことと繋がる可能性は皆無であったにもかかわらず、虚偽の情報を伝え、私をＴＭから排除したことを、「そのような事態を回避するためであるから、目的自体は正当」とした原判決の誤りは明らかであり、早急に取り消されるべきです。

（以上）